

介護職員処遇改善実績報告書（平成31年度(令和元年度)）

介護保険事業番号	
事業所等の名称	

※複数事業所をまとめて届け出ている場合は記入不要

宮崎市長 殿

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算（ <u>Ⅰ</u> Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ ）														
②	賃金改善実施期間	平成 <u>31</u> 年 6 月 ～ 令和 2 年 5 月														
③	平成31年度分（令和元年度）介護職員処遇改善加算総額	36,784,340 円														
④	賃金改善所要額（i - ii）	37,386,296 円														
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	223,581,191 円														
	ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	186,194,895 円														
加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する場合																
⑤	平成31年度分介護職員処遇改善加算総額（平成31年度の加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の比較）	円														
⑥	賃金改善所要額（iii - iv）	円														
	iii) 平成31年度の加算（Ⅰ）の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円														
	iv) 加算（Ⅱ）を取得した場合の前年度の賃金の総額	円														
⑦	②の期間において実施した賃金改善の概要（改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること） <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 150px;"> <tr> <th colspan="2">給与項目記号</th> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>基本給</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>諸手当</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>賞与（一時金）</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>法定福利費等</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>その他</td> </tr> </table>	給与項目記号		ア	基本給	イ	諸手当	ウ	賞与（一時金）	エ	法定福利費等	オ	その他	給与項目記号	改善した給与項目・内容	金額（項目ごとの総額）
		給与項目記号														
		ア	基本給													
		イ	諸手当													
		ウ	賞与（一時金）													
		エ	法定福利費等													
		オ	その他													
		ア	基本給の昇給分	6,737,837 円												
		イ	処遇改善手当（夜勤回数や勤務時間に応じて配分）	20,660,410 円												
		ウ	賞与における改善額	9,863,943 円												
エ	賃金改善に伴う法定福利費の事業主負担増加額	124,106 円														
		円														
		円														
		円														
	合計	37,386,296 円														
⑧	介護職員常勤換算数（②の期間の総数）	929.8 人														
⑨	介護職員一人当たり賃金改善月額（④÷⑧または⑥÷⑧）	40,208 円														
⑩	介護職員に支給した賃金額（②の期間の総額）	223,457,085 円														
⑪	介護職員一人当たり賃金月額（⑩÷⑧）	240,328 円														

- ※ 計画において加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ③又は⑤については、別紙様式5（添付書類1）により内訳を添付すること。
- ※ ⑩については、**積算の根拠となる資料**を添付すること。（賃金台帳又は介護職員賃金総額明細書のほか、これらに準ずる資料）
- ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。
- ※ ④又は⑥については、賃金改善に伴う法定福利費の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。
- ※ ③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならないこと。
- ※ なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。